

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Effex Capital, LLC Liquidity Provider</p> <p>Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー:英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業:オーストラリア証券投資委員会</p> <p>ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Squared Financial Services Limited 金融商品取引業:アイルランド中央銀行</p> | <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Effex Capital, LLC Liquidity Provider</p> <p>Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー:英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業:オーストラリア証券投資委員会</p> <p>ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Squared Financial Services Limited 金融商品取引業:アイルランド中央銀行</p> |

| <u>(削除)</u> | <u>ワイジェイ FX 株式会社</u> <u>金融商品取引業：日本国金融庁</u> |
|---|---|
| <p>※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。</p> | <p>※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。</p> |
| <p>(以下、省略)</p> | <p>(以下、省略)</p> |
| <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて (省略)</p> | <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて (省略)</p> |
| <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> | <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> |
| <p>口座開設について (省略)</p> | <p>口座開設について (省略)</p> |
| <p>お取引について</p> | <p>お取引について</p> |
| <p>(1. 取引の対象 省略)</p> | <p>(1. 取引の対象 省略)</p> |
| <p>2. 取引単位</p> | <p>2. 取引単位</p> |
| <p>各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。</p> | <p>各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。</p> |
| <p>一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。</p> | <p>一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。</p> |
| <p><u>また、お客様が保有できる建玉の数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で 3,000 件までとなります (建玉の件数とは Lot 数ではなく、約定</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p><u>件数となります。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 28 年 3 月 26 日 改訂</u></p> <p>反社会的勢力に対する基本方針 (省略)</p> | <p>(以下、省略)</p> <p>反社会的勢力に対する基本方針 (省略)</p> |
|--|---|